

社会福祉法人酒田保育協会役員報酬等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田保育協会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支払い)

第2条 この規程に基づく報酬は、現金で支払わなければならない。

2 いかなる報酬も、この規程に基づかずに役員等に対して支払い又は支給してはならない。

3 役員等で施設の職員を兼ね、その施設より給与を受ける者については、報酬は支給しない。

(報 酬)

第3条 役員等に対しては、次により報酬を支給する。

(1) 理事長 年額120,000円

(2) 理事・監事 年額15,000円

(3) 評議員 年額15,000円

2 前項の報酬は毎年3月に支給する。

(役員の旅費)

第4条 役員が職務のため旅行するときは、次により旅費を支給する。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、社会福祉法人酒田保育協会旅費規程の例による。

(2) 日当の額は、2,600円とする。

(3) 宿泊料の額は、13,100円とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務執行及び会議等に出席したときは、費用弁償を支給することができる。支給額については別に定める。

(実施規定)

第6条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月19日より施行し、平成30年4月1日より適用する。